

高齢者・障がい者世帯除雪助成 申請期間延長のお知らせ



郡上市社会福祉協議会では、一人暮らし高齢者、高齢者世帯等の居住する家屋を積雪による倒壊等から守り、安心して生活ができるように支援するため、屋根の雪下ろしや除雪にかかる経費の一部助成をしています。

例年、2月末まで申請を受け付けていますが、今年度の降雪状況を鑑み、申請受付期間を延長いたします。

対象

郡上市内に居住する市民税非課税世帯で、下記①～③のいずれかに該当する世帯

- ① 70歳以上の高齢者世帯
- ② 70歳以上の高齢者と障がい者の世帯
- ③ 障がい者のみの世帯

※障がい者は、身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳A以上、介護保険要支援1以上または、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者のいずれかの交付を受けている方。

助成金額

居住する家屋の除雪にかかった経費の1/4以内の金額（100円未満の端数は切り捨て）とし、10,000円を上限とします。

申請方法・受付期間

助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、除雪業者等が発行した請求書または領収書の写しを添付のうえ、民生児童委員の確認を得て、

令和7年3月13日（木）までに 郡上市社協へ申請してください。（※必着）

期間を過ぎてのお申込みは受付できませんのでご注意ください。

なお、**受付期間延長に際し、該当・非該当の通知や助成金の振込が4月中となりますのでご了承ください。**



申請書については、郡上市社協にお問合せいただくか、ホームページから様式をダウンロードできますのでご活用ください。

→



<https://gujo-syakyu.or.jp/service/2284/>

<お問合せ>

郡上市社会福祉協議会 地域福祉課

郡上市大和町徳永585

TEL 88-9988

または、お住まいの地域の民生児童委員